

議案第 4 3 号

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例

(さいたま市区の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市区の設置等に関する条例(平成 1 4 年さいたま市条例第 6 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
名称	区域	名称	区域
[ 略 ]		[ 略 ]	
見沼区	大字大谷、大和田町 1 丁目及び大和田町 2 丁目、卸町 1 丁目及び卸町 2 丁目、大字加田屋新田、加田屋 1 丁目及び加田屋 2 丁目、大字片柳、片柳 1 丁目及び片柳 2 丁目、片柳東、大字上山口新田、大字小深作、大字笹丸、大字島、島町、島町 1 丁目及び島町 2 丁目、大字新右エ門新田、大字砂、砂町 2 丁目、大字染谷、染谷 1 丁目から染谷 3 丁目まで、大字中川、大字新堤、大字西山新田、大字西山村新田、大字 <u>蓮沼</u> 、 <u>春岡 1 丁目から春岡 3 丁目まで</u> 、春野 1 丁目から春野 4 丁目まで、大字東新井、東大宮 1 丁目から東大宮 7 丁目まで、	見沼区	大字大谷、大和田町 1 丁目及び大和田町 2 丁目、卸町 1 丁目及び卸町 2 丁目、大字加田屋新田、加田屋 1 丁目及び加田屋 2 丁目、大字片柳、片柳 1 丁目及び片柳 2 丁目、片柳東、大字上山口新田、大字小深作、大字笹丸、大字島、島町、島町 1 丁目及び島町 2 丁目、大字新右エ門新田、大字砂、砂町 2 丁目、大字染谷、染谷 1 丁目から染谷 3 丁目まで、大字中川、大字新堤、大字西山新田、大字西山村新田、大字 <u>蓮沼</u> 、 <u>春野 1 丁目から春野 4 丁目まで</u> 、大字東新井、東大宮 1 丁目から東大宮 7 丁目まで、大字東宮下、東宮下 1 丁目から

大字東宮下、東宮下1丁目から東宮下3丁目まで、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作1丁目から深作5丁目まで、大字風渡野、堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1丁目から宮ヶ谷塔4丁目まで、大字見山並びに大字山

[略]

東宮下3丁目まで、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作1丁目から深作5丁目まで、大字風渡野、堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1丁目から宮ヶ谷塔4丁目まで、大字見山並びに大字山

[略]

(さいたま市立学校設置条例の一部改正)

第2条 さいたま市立学校設置条例(平成13年さいたま市条例第113号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
別表(第2条関係) 小学校	別表(第2条関係) 小学校																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>さいたま市立春岡小学校</td> <td>さいたま市見沼区春岡2丁目29番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	[略]		さいたま市立春岡小学校	さいたま市見沼区春岡2丁目29番地1	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>さいたま市立春岡小学校</td> <td>さいたま市見沼区大字深作43番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	[略]		さいたま市立春岡小学校	さいたま市見沼区大字深作43番地2	[略]	
名 称	位 置																
[略]																	
さいたま市立春岡小学校	さいたま市見沼区春岡2丁目29番地1																
[略]																	
名 称	位 置																
[略]																	
さいたま市立春岡小学校	さいたま市見沼区大字深作43番地2																
[略]																	
[略]	[略]																

附 則

この条例は、公布の日から施行する。